**西都市商店街空き店舗活用推進事業補助金制度**

**募集要領**

**令和２年４月**

**西都市商工観光課**

## １．目的

西都市の中心市街地の空き店舗1の有効活用により、商店街の活性化並びに商業機能及び商店街等組織の維持や発展を図ります。

### 制度イメージ

**出店のスタートアップ期の負担を支援**

**店舗改装費と賃貸借契約に係る経費を補助**



西　都　市

事　業　申　請　者



### 補助金交付の流れ

　　凡例：　書類提出・送付　　　　　　　　　　　　　補助金支払い

**事業申請者**

**西都市**

①　事前相談

②　補助金交付申請

③　申請受理

④　プレゼンテーション

④　選考委員会の実施

⑤　採択・不採択決定

⑦　事業着手

［賃貸借契約・工事発注］

⑥　補助金交付決定

**開　　業**

⑨　補助金額の確定

⑩　補助金交付

⑧　実績報告提出

⑪　経営状況の報告（開業後２年間）

1　過去に営業していた実績があり、過去３ヶ月以上営業が行われていない店舗

## ２．補助対象事業

商店街の空き店舗を活用した、以下のいずれかに該当する事業を支援します。

※　申請店舗の賑わいだけでなく、出店先商店街に様々な波及効果が期待できる事業であることが必要です。

**・小売業**

**・飲食業**

**・サービス業その他これらに類する事業**

**（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する業種は除きます。）**

※　ただし、事業者及び事業内容が、次のいずれかに該当する場合は対象外です。

|  |  |
| --- | --- |
| a | 法律に違反するもの |
| b | 宗教上の教えを広め、儀式行事を行ったり、信者を教化育成することを主な目的とするもの |
| c | 政治上の主義を推進・支持・反対することを主な目的とするもの |
| d | 特定の公職の候補者（なろうとする者も含みます。）若しくは公職である者。政党を推薦・支持・反対することを目的とするもの |
| e | １７時以降の夜間営業のみのもの |
| f | 補助金の交付決定前に事業に着手しているもの |
| g | 他の補助金の交付を受けているもの |

## ３．補助事業者の要件

次の要件を全て満たす方が補助事業者の対象となります。

|  |
| --- |
| ①　市税を完納していること  （１）所有者  （２）所有者の配偶者  ②　空き店舗の　　（３）所有者の二親等内の血族　　　でないこと  （４）所有者の二親等内の姻族  （５）所有者と生計を一にする者  ③　出店や営業に伴い、法律に基づく資格や許認可を受けていること。または、その資格取得が確実に見込まれること  ④　原則として週５日以上、１日７時間以上（午前１１時から午後２時までの３時間を含む。）営業ができ、かつ出店後同じ場所で２年以上継続して営業ができること  ⑤　直接、営業に携わること  ⑥　既に西都市内の店舗で営業をしている場合は、その店舗の移転でないこと  ⑦　経営指導を受け、継続的に営業できる具体的な計画があると認められるもの  ⑧　西都商工会議所と出店する空き店舗がある区域の商店会等に加入すること |



## ４．補助内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助限度額 | 補助率 |
| **【店舗改装費】**  内装・外装等の改装工事や設備工事（ただし、備品やじゅう器等の購入費は除きます。） | **５０万円** | **２分の１以内** |
| **【出店に係る店舗賃貸借契約に基づく経費】**  敷金・礼金等を含む賃貸借契約に係る経費や営業開始までに発生する家賃 | **８万円** | **２分の１以内** |

※　算出した補助金の額に１，０００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。

※　店舗改装工事は、**西都市内の施工業者**に依頼してください。

## ５．手続きの流れ

### ①事前相談（市）

　　　　西都市役所商工観光課へ来庁し、出店について相談します。補助要件に合致するか市が聞き取りを行います。

### ①’事前相談（経営指導員等）

　　　　市が②で提出を求める「事業計画書」は、経営指導員等による指導を受け、その証明を受ける必要があります。当該欄が空欄の場合は申請を受け付けませんので、ご了承ください。なお、経営指導員等とは、西都商工会議所等の経営指導員や金融機関の経営相談を受ける者を対象としています。

### ②・③補助金交付申請

　　　　補助金交付申請書と添付書類を市（商工観光課）へ提出します。

《提出する書類》

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 書類名 | | | | 備考 |
| a | 補助金交付申請書 | | | 様式第１号 |
| b | 事業計画書  ・様式内に資金計画表、損益計算表があります。 | | |  |
| c | 店舗の位置図 | | |  |
| d | 改装前の店舗の外観・内観の写真 | | |  |
| e | 工事見積書 | | |  |
| f | 改装計画がわかる図面 | | |  |
| g | 出店に係る店舗仮の賃貸借契約書の写し | | |  |
| h | 申請者を証明する  書類 |  | |  |
| 個人 | 住民票謄本 |  |
| 法人 | 住民票謄本 | 代表者及び責任者（代表者と異なる場合） |
| 登記事項証明書 |  |
| i | 市税完納証明書 | | | 代表者及び責任者（代表者と異なる場合） |
| j | 事業概要書および決算書 | | | 提出できない場合は、確定申告書の写し |
| k | 誓約書 | | |  |

### ④プレゼンテーション

　　　　補助金交付申請書の受理後、申請者は市の指定する期日において「西都市空き店舗活用選考委員会」による審査を受けていただきます。審査はプレゼンテーション方式で実施します。

どのような事業を実施するのか、

その店舗が中心市街地に

どのような効果をもたらすのか、

など…

出店に対する熱い思いを

自由に発表してください！

**・プレゼンテーション時間　１５分**

**・質疑応答　　　　　　　　　　１０～１５分程度**

### ⑤採択・不採択の決定

　　　　選考委員会における審査の結果、事業の採択・不採択を決定します。

### ⑥補助金交付決定

　　　　事業が採択された場合、補助金交付の決定を申請者へ通知します。

### ⑦事業着手

　　　　⑥の通知後、賃貸借契約を締結し、店舗改装等の準備を行い、営業を開始して下さい。

### ⑧実績報告

　　　　営業開始の日から３０日以内に「実績報告書」と必要書類を市（商工観光課）へ提出してください。

### ⑨・⑩補助金交付確定

　　　　「実績報告書」を審査し、市が適当と判断した場合は、補助金交付確定し、確定した金額を交付します。

### ⑪経営状況の報告（開業後２年間）

　　　　指定の様式で翌月２０日までに、その月の経営状況を報告してください。なお、経営状況の報告は、補助要件の営業期間２年間において毎月必要です。

６．注意事項

　・「現在開業している」「賃貸借契約を締結済み」「店舗の改装工事を既に開始している」など、市が補助金の決定を行う前に事業に着手している場合は、補助の対象外となります。したがって、申請の可否を通知するまでは、仮契約または見積書の取得程度に留めてください。

　・開業後２年の間に営業を休止または閉店しようとする場合は、事業休止（廃止）届を市に提出してください。また、営業を再び開始するときは、市に届け出てください。

　・補助事業の内容を承認なく変更または休廃止した場合、虚偽の申請及び申告をした場合は、既に交付した補助金の全額を返還していただきます。

【お問い合わせ先】

〒８８１－８５０１　宮崎県西都市聖陵町２丁目１番地

西都市　商工観光課　産業振興係　電話：０９８３－４３－３２２２　ＦＡＸ：０９８３－４３－２０６７